

○恵庭市文化活動奨励補助金交付事業実施要綱

平成14年12月20日

(目的)

第1条 この要綱は、文化活動の補助金交付の申請等に関し必要な事項を定めることにより、文化事業の健全な発展に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において「文化事業」とは、恵庭市基金条例施行規則(平成14年規則第13号)に掲げる事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営利を目的とした事業でないこと。
- (2) 広く一般市民が観覧し、鑑賞し、あるいは出演又は参加できる事業であること。
- (3) 文化及び芸術の振興上必要と認められる事業であること。

(補助対象者)

第3条 補助事業の対象者は、市内に活動の拠点を有する文化団体又はこれに類する団体であって、教育長が認めるものとする。

(補助金の交付)

第4条 市は、対象事業と認めたものにつき、補助対象経費の2分の1以内で予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表に掲げるものとする。

(補助金交付審査会)

第6条 補助金対象事業の選考を行うため、恵庭市文化活動奨励補助金交付審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員の定数は、5名とする。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、学識経験者の中から教育長が委嘱する。
- 5 委員は、無報酬とする。

(審査会の所掌事項)

第7条 審査会は、教育長の求めに応じ、補助金交付申請のあった文化事業について審査し、補助金交付の適否について意見を述べるものとする。

(審査会の組織)

第8条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときに、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長をもってあてる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議の庶務は、教育部社会教育課が所管する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年12月20日から実施する。

2 恵庭市文化活動奨励補助金交付要綱(平成13年2月1日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

費目	補助対象経費の範囲
賃金	会場の準備及び撤去のためのアルバイトなど、雇用により労働の対価として支払われるもの
謝金	講師、協力者等に対する謝礼
旅費	講師、協力者等に対する旅費(主催者の視察研修を除く。)
消耗品費	事務用紙、封筒類、筆記用具、フィルムなどの購入費用
印刷製本費	プログラム、ポスター、チラシ及びチケット類の印刷代、写真の現

	像、引き伸ばし代など
燃料費	使用車両の燃料費
食料費	出演者の茶菓子、弁当代(ただし、主催者の茶菓子、弁当代、会食代等を除く。)
通信運搬費	郵便料、電話料など
広告料	新聞等への掲載経費
手数料	クリーニング代、払込手数料、チケット販売手数料等
保険料	ボランティア保険料等
委託料	プロダクションへの委託に係る経費
使用料及び賃借料	会場使用料及び機器の借上げ料、著作権料、高速道路使用料金等